

みんなで力をあわせ
すばらしい
自治会をつくろう

王子五丁目団地 自治会準備会ニュース

第3号

1977年11月10日

王子五丁目団地自治会準備会
編集・広報委員会
発行責任者・石井利弘
5-710番(912)4034

待望の自治会結成総会

11月27日午後1時より



桜田小講堂で開催

会則、活動方針など議案まとまる
一人残らず入会を

待望の団地自治会結成総会は、十一月二十七日午後一時から桜田小学校講堂で開催することが決まりました。四十五人のよびかけ人が「私たちの団地にも自治会を」と結成をよびかけ、二月二十七日第一回準備会が開かれていた八ヶ月半。さる二日の第十二回準備会で、世話人会がつくった「会則案」「選出規定案」など三つの規定案と活動方針案などの総会議案が一部修正のうえ承認されました。また総会までの作業日程、「結成総会臨時規定」「役員選出臨時規定」が決まり、選挙管理委員が選出されました。準備会は総会までに引続き「入会予定申込み運動」にとりくみます。明るく住みよい団地づくりのために、住民みんなの自治会をみんなの手でつくりあげられるために、全世帯の入会と多数の結成総会参加が期待されています。

3000人が楽しんだ団地まつり

「自治会ができればもっとすばらしいものにできる」と期待が盛り上がった。
(詳細は6面に)

九月あまりの準備作業をへして団地全体の要求、要望など、待望の自治会結成総会をいよいよ十一月二十七日に開催する運びになりました。この間、私たちは一日も早く自治会の結成を表現しようと努力してきましたが、二十世帯を越える団地で、全世帯の意見をたが自身の手で行くには大変な作業は大変な仕事でした。従って、私たちの準備会にも十分な力は必要であることを痛感してきます。しかし、世話人、準備委員、多くの住民のみなさんの協力を得てバザールや快まんが振興大会、とくに団地まつりのごりみなごを新しい自治会の必要についてみなさんに理解いただくことを考えています。またアンケートなどもお

入会予定申込みの運動をすすめます

自治会入会予定申込み書(内容をもっています。段目別)に記入して下さい。この申し込み書の集約は、十一月十三日頃から始め、二十日頃までにはたいとできています。この間に準備委員がおへうかがいしますので、ご協力をお願いします。また、十一月二十七日の結成総会に都合で出席できない方は、委任状を記入し、提出して下さい。

みんなの参加で

総会を成功させよう

自治会準備会代表 石井利弘

九月あまりの準備作業をへして団地全体の要求、要望など、待望の自治会結成総会をいよいよ十一月二十七日に開催する運びになりました。この間、私たちは一日も早く自治会の結成を表現しようと努力してきましたが、二十世帯を越える団地で、全世帯の意見をたが自身の手で行くには大変な作業は大変な仕事でした。従って、私たちの準備会にも十分な力は必要であることを痛感してきます。しかし、世話人、準備委員、多くの住民のみなさんの協力を得てバザールや快まんが振興大会、とくに団地まつりのごりみなごを新しい自治会の必要についてみなさんに理解いただくことを考えています。またアンケートなどもお

本号は結成総会
議案特集号です
(2・3・4・5面)

入会予定申込書

公団王子五丁目団地自治会へ入会を予定し、申込みます。

昭和 年 月 日

号棟 号室 TEL ()
世帯主氏名 _____
家族 氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____

王子五丁目団地自治会準備会 御中

結成総会委任状

私は、自治会結成総会に都合により出席できませんので、決定については議長に委任します。

昭和 年 月 日

号棟 号室
氏名 _____

(私の意見)

日本在 毛公団 王子五丁目自治会準備会(案)

第一章 総則

第一条(名称、事務所) この会は日本在毛公団王子五丁目自治会準備会(以下「会」という)とし、事務所を同地区内に設けよう。

第二条(目的) この会は同地区住民の自治意識を高め、同地区の福利の増進を図り、生活環境の向上、福祉の増進を図り、住みよき団地を創出することを目的とする。

第三条(活動) この会は同地区の福利の増進を図るため、次のような活動を行なう。1、同地区の生活環境の維持と改善、同地区の福祉の増進を図る。2、同地区の住民の生活向上を図る。3、会員の文化、娯楽、体育、健康、福祉のためのセミナー、サークル等の補助、育成、各種催しの実施。4、日本在毛公団、各自治会、諸団体、関係機関との連携を図る。

第二章 会 員

第四条(会員の資格) この会の会員は日本在毛公団王子五丁目自治会準備会(以下「会」という)の住所を有する者とする。

第五条(入会) この会の入会手続は所定の入会申込書に記入し、入会金を納付し、会費を納入し、又は直接事務局長に申し込むこととする。

第六条(会員の権利) 会員の権利は次のとおりとする。1、自治会活動の参加権。2、自治会活動の推進権。3、自治会活動の発展権。4、自治会活動の維持権。5、自治会活動の向上権。6、自治会活動の改善権。7、自治会活動の向上権。8、自治会活動の改善権。9、自治会活動の向上権。10、自治会活動の改善権。

第七条(会員の義務) 会員の義務は次のとおりとする。1、自治会活動の参加義務。2、自治会活動の推進義務。3、自治会活動の発展義務。4、自治会活動の維持義務。5、自治会活動の向上義務。6、自治会活動の改善義務。7、自治会活動の向上義務。8、自治会活動の改善義務。9、自治会活動の向上義務。10、自治会活動の改善義務。

第八条(会費) この会の会費は、入会金、会費、活動費、雑費、その他を必要とする。

王子五丁目自治会準備会

第九條(活動原則) この会は自治会、同地区の住民と協力して同地区の福利の増進を図ることを目的とする。

第三章 組織と機関の運営

第十條(組織の種類) この会には次の組織を設けよう。

- ① 総会
- ② 自治委員会
- ③ 常任委員会
- ④ 専務局長
- ⑤ 階連絡員
- ⑥ 特別委員会

第一節 総会

第十一條(総会の権限) 総会は次の事項を議決する。

- 1、会員の募集、除名及び再入会の手続き。
- 2、会費の徴収、減免及び返還の決定。
- 3、活動方針及び活動計画の決定。
- 4、役員及び職員の手続き。
- 5、その他重要な事項の議決。

第二節 自治委員会

第十二條(自治委員会の組織) 自治委員会は専務局長の下に設けよう。

- 1、自治委員会の委員は専務局長が任命する。
- 2、自治委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 3、自治委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 4、自治委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 5、自治委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。

第三節 常任委員会

第十三條(常任委員会の組織) 常任委員会は専務局長の下に設けよう。

- 1、常任委員会の委員は専務局長が任命する。
- 2、常任委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 3、常任委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 4、常任委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 5、常任委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。

第四節 専務局長

第十四條(専務局長の職務) 専務局長は次の職務を行う。

- 1、会の活動の推進を図る。
- 2、会の活動の発展を図る。
- 3、会の活動の維持を図る。
- 4、会の活動の向上を図る。
- 5、会の活動の改善を図る。

第五節 階連絡員

第十五條(階連絡員の職務) 階連絡員は次の職務を行う。

- 1、階の福利の増進を図る。
- 2、階の福利の発展を図る。
- 3、階の福利の維持を図る。
- 4、階の福利の向上を図る。
- 5、階の福利の改善を図る。

第六節 特別委員会

第十六條(特別委員会の組織) 特別委員会は専務局長の下に設けよう。

- 1、特別委員会の委員は専務局長が任命する。
- 2、特別委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 3、特別委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 4、特別委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 5、特別委員会の委員は専務局長の任期満了の日まで在任する。

第七章 会計

第十七條(会計の組織) この会の会計は専務局長の下に設けよう。

- 1、会計の組織は専務局長が任命する。
- 2、会計の組織は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 3、会計の組織は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 4、会計の組織は専務局長の任期満了の日まで在任する。
- 5、会計の組織は専務局長の任期満了の日まで在任する。

第五節 専門部と特別委員会

第十八條(専門部と特別委員会の設置) この会には必要に応じて専門部及び特別委員会を設けよう。

- 1、専門部及び特別委員会の設置は専務局長の議決による。
- 2、専門部及び特別委員会の設置は専務局長の議決による。
- 3、専門部及び特別委員会の設置は専務局長の議決による。
- 4、専門部及び特別委員会の設置は専務局長の議決による。
- 5、専門部及び特別委員会の設置は専務局長の議決による。

第六節 階連絡員

第十九條(階連絡員の職務) 階連絡員は次の職務を行う。

- 1、階の福利の増進を図る。
- 2、階の福利の発展を図る。
- 3、階の福利の維持を図る。
- 4、階の福利の向上を図る。
- 5、階の福利の改善を図る。

第七節 階連絡員

第二十條(階連絡員の職務) 階連絡員は次の職務を行う。

- 1、階の福利の増進を図る。
- 2、階の福利の発展を図る。
- 3、階の福利の維持を図る。
- 4、階の福利の向上を図る。
- 5、階の福利の改善を図る。

第八節 階連絡員

第二十一條(階連絡員の職務) 階連絡員は次の職務を行う。

- 1、階の福利の増進を図る。
- 2、階の福利の発展を図る。
- 3、階の福利の維持を図る。
- 4、階の福利の向上を図る。
- 5、階の福利の改善を図る。

第九節 階連絡員

第二十二條(階連絡員の職務) 階連絡員は次の職務を行う。

- 1、階の福利の増進を図る。
- 2、階の福利の発展を図る。
- 3、階の福利の維持を図る。
- 4、階の福利の向上を図る。
- 5、階の福利の改善を図る。

活動方針(案)

一、王子五丁目団地の現状

日本住宅公団王子五丁目団地は、一九七六年二月二十八日より入居が開始された。建設戸数二一七六戸(一DK四一六戸、二DK一六五九戸、三DK一〇一戸)の高層階住宅です。

王子五丁目団地は、国鉄東十条駅に近く通車に便利であること、団地内の公共スペースや緑の樹木などが確保され、全体にゆとりをもってつくられていること、また室内にも電気のコセントやガスの配管にみられる一定の配慮があり、他団地に比較して住みやすい条件がいくつかあります。

しかし一方では、入居当初から多くの注目をあつめ、社会問題にまで発展している「高家賃」の問題は、現在でも団地住民の最大の頭痛のタネになっています。また二号棟東側の北本通り騒音の問題、すでに不足している保育園など公共施設の充実など、さらに室内の問題では「洗濯機の騒音がなく」「カビがはえる」「水がもる」などたくさんあり、こうした問題が早期に解決されるよう望む声が強くなっています。

自治会準備会では、自治会結成の準備と平行してこれらの問題にとりくみ、二号棟東側の移転希望者の転居を実現させたのをはじめ、常夜灯の取替えなどいくつかの成果をあげてきました。

こうした運動を進展させ、団地住民が安心して生活できる明るく、豊かな王子五丁目団地をつくるため、自治会の正式結成をステップにして住民の共通の利益を守り、住民相互の楽しい交流が実現されるよう、強い要望がだされています。

二、自治会活動の基本と重点

団地自治会は、団地住民自身でつくる自主的な組織であります。従ってその運

営は民主的ルールにのっとりおこなわれ常に全住民へ開かれていくことが必要です。またその活動は、団地住民の権利と共通の利益を守り発展させることを基本としながら、住民相互の広範な交流と親睦を実現することが大切です。

とくに、結成直後の自治会活動の重点は、より広範な団地住民が直接自治会活動に参加できるようにすることです。このために自治会に特別の配慮をほらい、必要な活動をおこないます。

三、明るく住みよい団地づくりのために

①住民要求の解決めざして

(イ) 高家賃の引き下げのため、全戸の公団住民と連絡をとりながら政府、公団への運動をつよめます。

(ロ) 二号棟東側の北本通り騒音の抜本的解決のため運動をひきつづきおこないます。

(ハ) 団地住民の保育要求にこたえ、保育所の新設などにとりくみます。

(ニ) 準備会できりあげた六項の要望書(共益費、バイクの乗り入れ禁止、常夜灯の補修、駐車場、自治会の掲示板、中央ひろばヘトイレ、水飲み場の設置)の実現のため努力します。

(ホ) 団地内の公共施設の増設、室内外の設備の欠陥などについては、そのつどとりあげ実現のため努力します。

(ヘ) 地方自治体(都、区)に対して必要な要請などをおこないます。

(ト) その他必要な活動をおこないます。

② 団地住民の親睦を深めるために

(イ) 団地内の自主的サークルなどを奨励します。また要望の強い趣味の会などの設立に協力します。

(ロ) 老人会、子供会などの結成に努

力し、会の活動が円滑に進むよう援助します。

(ハ) おまつり、文化祭、バザールなど、全住民の参加できる行事を積極的に計画し、広範な交流を実現します。

③ 広報活動について

(イ) 自治会ニュースを定期的に発行します。

(ロ) 自治会専用の掲示板を設置し、有効に活用します。

(ハ) ポスター、速報などで機敏に知らせる体制を確保します。

(ニ) その他必要な活動をおこないます。

④ 自治会活動の強化のために

(イ) 自治会未加入世帯への呼びかけをおこない、多くの世帯の自治会加入を実現します。

(ロ) 自治会事務所を団地内に設立するため努力します。

(ハ) 各専門部、特別委員会などへの参加をそのつど積極的に呼びかけ、多くの住民の参加を実現するため努力します。

「会則案」について、世帯の二割程度の出席、おこなう説明をいたします。

会則案についての若干の説明

「会則案」について、世帯の二割程度の出席、おこなう説明をいたします。

自治会の機構と運営

総会 自治会の最高決議機関であり、定期総会(年一回)と臨時総会(二種あり)とをもち、その決議は、多くの会員の賛成を十分得る代議員と、役員による投票で決めます(ただし、今回の結成総会では、臨時総会に代議員を参加させ、三ヶ月間、同定額補償対象として、決議は入会者定額出席者による投票で行なう)。

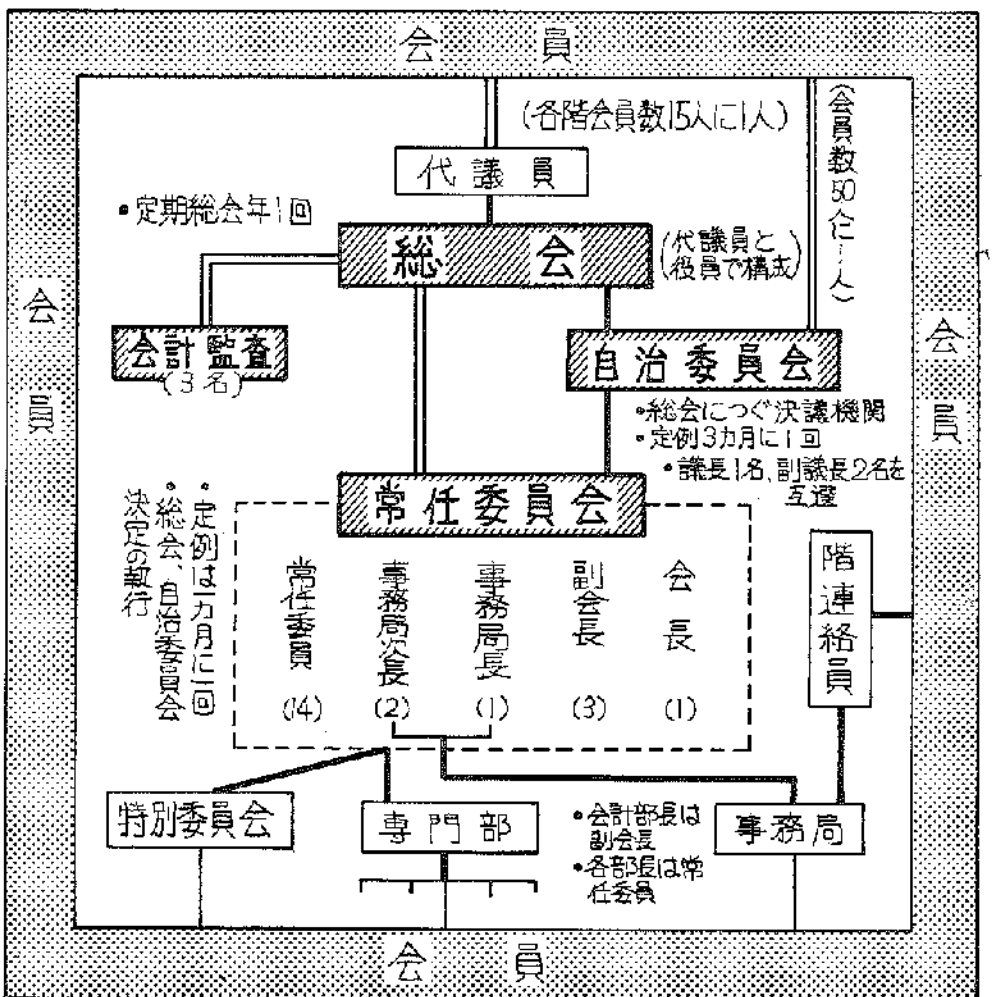
他団地の自治会を参考に、全

会員で総会を構成するものとする。代議員は、各階層で構成する二種ありとする。臨時総会に代議員を参加させる。役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。

役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。

役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。

自治会機構図 (＝は選出関係)



役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。

役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。

役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。

役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。

役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。

役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。役員は、各階層で構成するものとする。

